

## 「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」ロゴマーク使用基準

奥出雲町農業遺産推進協議会

奥出雲町農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、奥出雲町の農業遺産のシンボルとして製作物、媒体等に広く使用することによりその認知度を高めるとともに、農業遺産に認定された奥出雲町の資源循環型農業を未来へ継承することを目的とする。

（ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、協議会に属する。

（使用の申請）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめロゴマーク使用申請書（様式第1号）に使用デザイン案及び事業内容が分かる資料を添え、協議会事務局の担当窓口（以下「事務局」という。）に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会を構成する団体が販売目的以外で使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体等において、農業遺産の普及啓発等を目的に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合

（承認基準）

第4条 協議会は、前条の規定による申請があったとき、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 奥出雲町の農業遺産のイメージ及び価値を害するおそれがある場合
- (2) ロゴマークの使用によって商品の品質の誤認または他社の商品と混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) 申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定するロゴマークの目的に反している場合

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用許可期間は、承認日から3年以内とし、使用許可期間満了後に引き続き使用する場合は、期間満了日までに再度申請しなければならない。

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークの使用は次の範囲とし、使用にあたっては、奥出雲町の農業遺産の価値を高めるよう努めるものとする。

(1) 認知度向上に向けた製作物等

奥出雲町の農業遺産(土地利用、生物資源、伝統技術、農文化、景観等)に関するもの並びにそれらの維持・保全、普及・PRに資する取組と認められる標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺、その他の媒体

(2) 前号に定めるもののほか、奥出雲町の農業遺産の周知に効果的であると見込まれる媒体

(3) 奥出雲町の農林畜産業の振興、農業遺産の普及促進に資するものと認められる農林畜産物及び加工品等の商品

2 ロゴマークを使用できる農林畜産物及び加工品等の対象品目は次のとおりとする。

(1) 奥出雲町内で生産された農林畜産物(一次産品)

(2) 原材料のひとつに奥出雲町産の農林畜産物を半分以上使用して製造された加工品、料理等

(3) その他、奥出雲町農業遺産推進協議会会長(以下「会長」という。)が適当と認めたもの

(使用の承認)

第7条 第3条の規定に基づく申請があった場合、事務局は、第4条の承認基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認する場合には、申請者にロゴマーク使用承認書(様式第2号)を交付する。また、必要と認める場合は条件を付すことができる。

(デザイン)

第8条 ロゴマークのデザインは、デザインマニュアルに基づくものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認された用途のみに使用し、協議会の指示する使用条件に従うこと。

(2) 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含むデザイン等について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(3) 使用承認を受けた商品にロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡、貸し出ししてはならない。

(成果物の提出)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した際には、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）を速やかに事務局に提出するものとする。

(改善の指示)

第11条 協議会は、使用者が使用基準、使用条件及びデザインマニュアルを遵守せずにロゴマークを使用していると認める場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取消し)

第12条 協議会は、使用者が前条の改善指示に従わない場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すとともに使用の差し止めを求めることができる。

(使用承認の性質)

第13条 この使用基準による使用承認は、使用者が独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について協議会による推奨又は品質保証を行うものではない。

(使用料)

第14条 ロゴマークの使用は、無料とする。ただし、シール等の媒体で提供する場合は、製作に要する実費相当額を必要とする。

(問題への対処)

第15条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合、協議会は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際は、速やかに事務局に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(使用者の責務)

第16条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第17条 この使用基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この使用基準は、令和2年7月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」ロゴマーク使用申請書

奥出雲町農業遺産推進協議会会長 様

標記ロゴマークについて、使用基準を了承の上、下記のとおり使用申請します。

記

申請者氏名 (団体の場合は団体名 ・代表者氏名)	印		
住所・所在地	〒 ー		
連絡先	連絡担当者氏名	電話番号	FAX番号
	E-mail (データの送付先)		
使用の目的			
使用する形態	(記入例：米袋に使用、ポスターに使用など具体的に記入ください。)		
使用(予定)数量			
使用期間	(自) 年 月 日 ~ (至) 年 月 日		
農林畜産物の場合、 圃場生産地・品目名	奥出雲町	地内で生産	品目名
その他の事項			

※使用基準で農林畜産物は、奥出雲町産に限って商品に表示することができます。  
※使用する商品へのデザイン案及び事業内容が分かる資料を添付してください。